「花粉交配用昆虫確保緊急対策事業」に係るQ&A

（令和８年３月５日時点）

【１　全体】

問１－１　本事業を実施する背景と目的は何か。

（答）

いちご、メロン、すいかで利用する花粉交配用蜜蜂の供給は、猛暑やダニの被害で近年不足していますが、代替取組みはコスト高などで進んでおらず、農家経営に負担が発生しています。

物価高騰の中、花粉交配昆虫を緊急的に確保するため、園芸農家と養蜂家の連携強化や花粉交配用昆虫の適正管理、代替昆虫利用実証の取組みを支援し、産地維持を図ることを目的としています。

問１－２　本事業の対象品目は。

（答）

花粉交配用ミツバチを利用しているいちご、メロン、すいかとします。

問１－３　本事業の補助対象期間は。

（答）

令和８年２月２６日から令和９年２月２８日に実施する取組みを補助対象とします。

問１－４　事業期間は令和８年２月２６日～令和９年２月２８日とあるが、交付決定よりも前に実施する活動は補助対象となるか。

（答）

補助対象期間内（令和８年２月２６日～令和９年２月２８日）に実施する活動（購入含む）であれば、交付決定よりも前に実施する活動（購入）も遡って補助対象となります。

問１－５　農地所有適格法人の場合、事務作業等の農作業以外の業務に従事する正社員を含めて良いか。

（答）

農作業に直接 150 日以上従事する正社員の人数のみで３名以上であることを採択基準としており、事務作業等の農作業以外の業務に従事する正社員は含めません（その他、パート、技能実習生も含めません）。

問１－７　「農作業に直接 150 日以上従事する」とは、具体的にどのようなことか。

（答）

栽培～収穫までの一連の作業に 150 日以上従事していることをいいます。そのため、出荷・調整作業のみを行う者は、その作業に 150 日以上従事していても正社員の数に含めません。

ただし、栽培～収穫作業に従事する日数と、出荷・調整作業に従事する日数を足し 150 日以上になり、そのうち栽培～収穫作業の日数が半分以上を占める者は、正社員の数に含めることができます。

（例）・栽培～収穫のみ　200 日　→　○　正社員の数に含めることができる
・出荷・調整のみ　200 日　→　×　正社員の数に含めることができない
・栽培～収穫　130 日＋出荷・調整　70 日　＝　合計 200 日
→　○　正社員の数に含めることができる。

問１－８　複数の農業者や法人から組織される団体の場合、補助対象となるのか。

（答）

３戸以上の法人や農業者から組織される団体の場合は、補助対象となりえます。ただし、規約を設けていること等の要件も併せて満たしている必要があります。

また、１法人が事業に取り組む場合、農作業に直接 150 日以上従事する正規雇用の従業員を３名以上雇用していることが要件となります（問５参照）。

問１－９　補助対象事業費の中に消費税は含まれるか。

（答）

事業に取り組む生産者部会又は団体が本則課税事業者ではない場合、消費税は補助対象事業費の中に含めることができます。

ただし、本則課税事業者の場合は、消費税を補助対象事業費の中には含めることはできません。

問１－10　事業の予算額を上回る要望があった場合は、どうなるのか。

（答）

本事業は、要件にあった全ての事業主体を支援するため、予算の範囲で一律補助金の減額調整を行います。

問１－11　取組内容が複数ある場合、取組内容間の金額の流用は可能か。

（答）

あらかじめ計画書に記載のあった取組間の金額の流用は可能とし、実績報告で報告してください。

ただし、計画変更申請の要件にあたる場合や、計画書に記載のない取組を追加で行う場合は、理由を付して事前に農産園芸課へ速やかに相談してください。

※１　実績報告で変更して良い例

計画時

①園芸農家と養蜂家の連携強化　２０万円

②代替昆虫の利用実証　３０万円

実績時

①園芸農家と養蜂家の連携強化　２５万円

②代替昆虫の利用実証　２５万円

※２　事前に農産園芸課に相談が必要な例

計画時

①園芸農家と養蜂家の連携強化　２０万円

②代替昆虫の利用実証　３０万円

実績時

①園芸農家と養蜂家の連携強化　１０万円

②代替昆虫の利用実証　３０万円

③花粉交配用昆虫の適正管理に必要な資材導入　１０万円

問１－12　１つの取組で費目が複数ある場合、費目間の金額の流用は可能か。

（例）計画時：旅費１０万円、借上費１０万円

→実績時：旅費１５万円、仮上費１５万円

（答）

あらかじめ計画書に記載のあった取組みの費目間の流用は可能とし、実績報告で報告してください。

ただし、計画変更申請の要件にあたる場合や、計画書に記載のない費目への移動を行う場合は、理由を付して事前に農産園芸課へ速やかに相談してください。

問１－13　実績報告書には領収書を添付する必要があるか。

（答）

各取組が確認できる領収書または支払いが証明できる通帳の写しを添付する必要があります。

【２　園芸農家と養蜂家の連携強化】

問２－１　具体的にどのような活動費が補助対象となるか。

（答）

地域段階での園芸農家と養蜂家の連携を強化するための協議会設置や講習会の開催に係る旅費、報償費、会場借上費などが補助対象となります。

問２－２　協議会や講習会等をオンラインで開催する場合、パソコン等の周辺機器は補助対象となるか。

（答）

パソコンやカメラ等の機材購入費は補助対象外ですが、オンラインでの協議会等に必要な通信機器のレンタル費や通信費については、補助対象となります。

【３　花粉交配用昆虫の適正管理に必要な資材導入】

問３－１　具体的にどのような活動費が補助対象となるか。

（答）

ミツバチなどの花粉交配用昆虫の適正管理に必要な資材（ミツバチの逃亡防止のための日覆いに使用するマルチ、巣箱の目印となるシート、巣箱の日除けに使用する資材など）の購入経費が補助対象となります。

なお、要望時に提出を求める実施計画書内の２事業内容（左に係る経費及び算出基礎）部分において、購入資材それぞれの導入目的、農家戸数、面積を記載してください。

【４　花粉交配用昆虫の適正管理に必要な先進地事例研修】

問４－１　具体的にどのような活動費が補助対象となるか。

（答）

花粉交配用昆虫の適正管理に必要な先進地事例研修（代替昆虫の利用が盛んな地域への視察、ミツバチの適正管理を徹底している優良産地（農業者）への視察等）に係る旅費、報償費、借上費等が補助対象となります。

問４－２　研修で使用した車のガソリン代は対象となるか。

（答）

補助対象となります。

ただし、本取組のために給油した分のみとし、出発日または前日に満タン給油をし、活動終了後に再度満タン給油した分のみを補助対象とします。併せて車を使用したことを証明する文書を添付してください。

なお、出発前の給油領収書（満タン証明）がない場合は、帰着後の給油は補助対象外となりますのでご留意ください。

（例）

（文書の例）

令和〇年〇月〇日

先進地事例研修に係る自家用車の使用について

JA〇〇 いちご部会

部会長 〇〇 〇〇

下記のとおり自家用車を使用したことを証明します。

記

1 使用年月日 令和〇年〇月〇日

2 活 動 内 容 JA〇〇いちご部会の花粉交配用昆虫の先進地事例研修のため

3 行　　程 出発地（〇〇市〇〇町）～〇〇〇〇（〇〇県〇〇市）

4 距　　離 □□□km（ルート検索用ソフト等を活用して算出してください）

領収書（写し）の添付 ※別紙可

活動前の満タン証明

領収書

令和〇年〇月〇日〇時〇分

〇〇石油

レギュラー　¥〇,〇〇〇

数量　〇〇.〇〇ℓ

単価　¥〇〇〇

小計　¥〇,〇〇〇

うち消費税　¥〇〇〇

・

・

・

活動後の満タン証明

領収書

令和〇年〇月〇日〇時〇分

〇〇石油

レギュラー　¥〇,〇〇〇

数量　〇〇.〇〇ℓ

単価　¥〇〇〇

小計　¥〇,〇〇〇

うち消費税　¥〇〇〇

・

・

・

【５　代替昆虫の利用実証】

問５－１　具体的にどのような活動費が補助対象となるか。

（答）

ミツバチの代替となる花粉交配用昆虫（クロマルハナバチなど）導入や導入の際に新たに必要となる防虫ネット、導入効果を確認するために必要な果実品質調査経費等が補助対象となります。

問５－２　ミツバチと併用して代替昆虫を利用する取組は補助対象となるか。

（答）

本取組は近年不足するミツバチに対して、施設園芸での利用期間短縮または利用しないことで、養蜂家の増殖用ミツバチを確保することを目的としていますので、ミツバチと併用を継続する取組みの場合は補助対象外となります。

※１　補助対象となる取組

（１）いちごの場合

10 月～12 月まで　ミツバチのみ（または 12 月～クロマルハナバチ併用）の利用

１月以降　ミツバチは養蜂家に返却し、クロマルハナバチのみ利用

（２）瓜類（メロン、すいか）の場合

代替昆虫のみの利用

※２　補助対象とならない取組

（１）いちご

ミツバチと代替昆虫を継続して利用する場合（10 月～3 月まで等）

（２）瓜類（メロン、すいか）

ミツバチを利用する場合

問５－３　ミツバチをリースではなく購入している場合は代替昆虫導入の取組みは補助対象となるか。

（答）

購入するミツバチの量を少なくし（有王群から無王群など）、栽培期間中のミツバチ利用期間を短縮する取組みであれば補助対象となります。

詳しくは農産園芸課に相談してください。

問５－４　補助対象期間が令和９年２月２８日までとなっているが、瓜類において着果率や果実調査の結果が判明するのは令和９年３月以降となる作型は補助対象となるのか。

（答）

補助対象外です。

瓜類においては、ミツバチの供給不足が発生しやすい春（３月～４月）に交配する作型時期での代替昆虫の利用実証を想定しているため、原則、令和８年産の瓜類での取組が補助対象となります。